



ご存知ですか？

国保の保険証が使えない傷病があります

国保（国民健康保険）は、被保険者の疾病や負傷、出産、死亡に、必要な保険給付を行うことを目的とする医療保険です。

しかし、交通事故などで第三者（他人）から傷害を受けた場合（『第三者行為』と言います）の医療費は、被害者に過失のない限り、国保の保険証は使えません。理由は、第三者行為によって生じた医療費は、加害者が全額負担することになっているからです。

このようなものも第三者行為による事故です

- 他人の飼い犬にかまれた
- 傷害事件に巻き込まれた
- 落下物にあたった など

届け出をすると、国保で治療が受けられます

第三者から傷害などを受けて、国保が使えないと、加害者との交渉や加害者の支払い能力の問題などで、さしあたって必要な支払いに困る場合があります。そこで『第三者行為による傷病届』を提出することで、一時的に国保が被保険者の医療費を立て替え、後に、国保が加害者に医療費を請求することで、被害にあった人の負担を軽減しています。第三者の行為で傷害を受けた場合は、必ず役場 保険年金班（4番窓口）へ届け出を行ってください。

★加害者から直接医療費を受け取ったり、示談をすませたりすると国保が使えなくなりますのでご注意ください。

交通事故にあったら

①まずは落ち着いて

②相手を確認
相手の氏名・連絡先だけでなく、車のナンバー、免許証、車検証も確認します。

③警察へ連絡
後遺症が出るおそれもあります。どんな小さな事故でも、必ず警察に連絡しましょう。その際、人身事故として処理してください。国保が治療費を加害者に請求する際、人身事故として処理されていなければ加害者（保険会社）から、医療費を支払ってもらえません。

④病院へ
小さな事故でも病院へ行きましょう。

⑤国保へ届出
「届け出のしかた」に添って、役場・保険年金班（4番窓口）へ届け出をしてください。

※事故の状況によって、②～④の順番は前後します。

届け出のしかた

㊦警察署で『事故証明書(人身事故)』をもらいます。

① ㊦の『事故証明書(人身事故)』を持って、役場 保険年金班（4番窓口）で『第三者行為による傷病届』を提出してください。

届け出に必要なもの ●保険証 ●印かん ●事故証明書(人身事故)

こんなときは国保の給付が受けられません！

次のような場合は、国保は使えず、全額自己負担になる場合や国保の給付が制限されます。

- ①病気とみなされないもの（人間ドック・予防接種・正常な妊娠分娩・歯列矯正・美容整形など）
- ②業務上のけがや病気（雇用主が負担すべきものなので、労災保険の対象となります）
- ③給付が制限されるとき（故意の犯罪行為や故意の事故・けんかや泥酔などによる傷病など）